

◇公表基準等の解説◇

企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準（案）」等の概要

ASBJ 専門研究員 山本 智恵

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026 年 2 月 27 日に以下の企業会計基準及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した¹。

- 企業会計基準公開草案第 97 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）
- 移管指針公開草案第 20 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。また、以下、金融商品会計基準案及び金融商品実務指針案を合わせて「金融商品会計基準案等」という。）
- 企業会計基準公開草案第 98 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「連結会計基準案」という。）

ASBJ は、本公開草案について 2026 年 3 月 31 日までコメントを募集している。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJ の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2. 本公開草案公表の経緯

我が国においては、金融資産の譲渡において、その譲受人が企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）（注 4）の要件を充たす特別目的会社である場合、当該特別目的会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲

¹ 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト (https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0227.html) を参照のこと。

受人とみなして金融商品会計基準第 9 項(2)の金融資産の消滅の認識要件を適用するとされている。

この点に関して、2024 年 12 月に開催された第 537 回企業会計基準委員会において譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することが公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議より ASBJ に提言された。これを受けて、ASBJ では、2025 年 12 月より審議を開始し、その結果を本公開草案として公表した。

3. 金融商品会計基準案等の概要

(1) 金融資産の消滅の認識要件

金融商品会計基準第 9 項(2)は、「譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」を金融資産の消滅の認識要件の 1 つとして定めており、金融商品会計基準(注4)は譲受人が特別目的会社の場合の金融商品会計基準第 9 項(2)の適用について定めている。これらの趣旨は、譲受人が譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものであると考えられる。この評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられるため、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すことを提案している（金融商品会計基準案(注4)）。

また、金融商品会計基準案(注 4)を踏まえると、譲渡人が譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることになる部分の譲渡はなかったものとする移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 40 項においても、特別目的会社に対して貸付けを行う融資者を特別目的会社が発行する証券を保有する投資者と同様に取り扱うことが同項の趣旨に沿うと考えられる。このため、特別目的会社に対する融資者についても特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを明示することを提案している（金融商品実務指針案第 40 項）。

(2) 金融商品会計基準案等の適用時期等

① 適用時期

金融商品会計基準案等は、検討を進めている金融資産の譲渡の会計処理に影響を与える可能性があり、一定の準備期間が必要と考えられるため、金融商品会計基準案等について 20XX 年 4 月 1 日[公表日以後最初に到来する 4 月 1 日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用

することを提案している（金融商品会計基準案第 41 項(7)及び金融商品実務指針案第 195-21 項）。

ただし、早期適用については、できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在することを考慮して、20XX 年 4 月 1 日[原則的な適用日の 1 年前の 4 月 1 日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができることを提案している（金融商品会計基準案第 41 項(8)及び金融商品実務指針案第 195-21 項）。

② 経過措置

特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられるため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理となるように遡って見直すことは、原則として求めるべきではないと考えられる。このため、適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを提案している。ただし、適用前に実施された金融資産の譲渡の会計処理については、適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないことを提案している（金融商品会計基準案第 44-3 項及び金融商品実務指針案第 196-2 項）。

4. 連結会計基準案の概要

上述の 3.(1)金融資産の消滅の認識要件で記載のとおり、金融商品会計基準案では、譲受人が特別目的会社の場合の金融資産の譲渡において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すことを提案している。この点、特別目的会社について、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかの評価においても、特別目的会社に対する投資者と特別目的会社に対する融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。このため、連結会計基準案において、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 12 項に規定する特定借入れに係る債権者を含む旨を追加することを提案している（連結会計基準案第 7-2 項）。

また、連結会計基準案については、金融商品会計基準案の適用時期と整合的に、20XX 年 4 月 1 日[公表日以後最初に到来する 4 月 1 日を想定している。]以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用することとしつつ、20XX 年 4 月 1 日[原則的な適用日の 1 年前の 4 月 1 日を想定している。]以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用することができることを提案している（連結会計基準案第 44-7 項）。

5. おわりに

国内基準開発

ASBJ では、本公開草案に寄せられた意見を参考に、本公開草案の最終基準化に向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。